

太陽光発電事業廃止から太陽光発電設備撤去の流れ

発電事業者	市
1. 発電事業の廃止の届出 ・ 太陽光発電事業廃止届出書（様式第 13 号）を提出	 ・ 受理 ・ 太陽光発電事業廃止届出書の公表
2. 設備の解体等その他必要な措置 ・ 太陽光発電事業終了後、速やかに解体等を実施 ・ 太陽光発電設備を設置するために区画形質の変更を行った土地については、土砂災害その他自然災害の発生を防止するために必要な措置を実施	
3. 設備の解体等完了の届出 ・ 太陽光発電設備解体等完了届出書（様式第 14 号）を提出 ・ 受理	 ・ 受理  ・ 現地確認後、太陽光発電設備解体等確認書を通知

- 1 設備の解体等その他必要な措置の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他関係法令に基づき、解体等を実施してください。
- 2 必要に応じて周辺地域の住民に周知をしてください。